

平成25年度(第2期) 市職員を募集します

市は、平成25年度(平成26年4月1日以降採用)の八幡市職員採用試験を実施します。市民本位で考え、温かきで有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
調理員(給食調理)	1人	(1)昭和43年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した人(平成25年10月1日現在で3年以上従事) (4)身体上、職務遂行に支障のない人
技術員(ごみ収集作業)	1人	(1)昭和63年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)中型自動車運転免許(8トン限定も可。AT限定は不可)を有する人または平成26年3月31日までに取得見込みの人 (4)身体上、職務遂行に支障のない人
幼稚園教諭保育士I	6人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成26年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。
幼稚園教諭保育士II	1人	(1)昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格を取得後、5年以上幼稚園教諭または保育士として業務に従事した人(平成25年10月1日現在で5年以上従事) (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。

(※)上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

2 採用予定日

平成26年4月1日以降

3 試験の日時および場所

区分	日時	場所
第1次試験	調理員技術員	11月17日(日) 午前9時30分～午後1時(予定)
	幼稚園教諭保育士	11月17日(日) 午前9時30分～午後3時(予定)
第2次試験	全職種	12月15日(日) 詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。
第3次試験	全職種	平成26年2月16日(日) 詳細は第2次試験合格者に郵送で通知します。

(※)第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

4 受験申込書

職員採用試験(第2期)募集要項および受験申込書は、10月1日(火)から人事課、八幡人權・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布。また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・場所

10月15日(火)～28日(月) 市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土、日は除く)
※試験内容等、詳細につきましては、職員採用試験募集要項をご覧ください。

◆ 問い合わせ 人事課

市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

○これまでの納め方

徴収方法	納付書などで納める<普通徴収>			
徴収月	6月(1期分)	8月(2期分)	10月(3期分)	12月(4期分)
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の4分の1ずつを納付書または口座振替で納付。

○年金特別徴収(初年度)

徴収方法	納付書などで納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	1期分(6月末)	2期分(8月末)	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納め、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落としします。

○年金特別徴収(2年目以降)

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月の本徴収税額と同額			(年税額-仮徴収)×1/3		

4月、6月、8月は、前年度2月の税額と同額を年金から引き落としします(仮徴収)。10月、12月、2月は、年税額から4月、6月、8月の税額(仮徴収)を差し引いた残りの税額を引き落としします(本徴収)。

公的年金から市・府民税を徴収(年金特別徴収)

平成21年10月から、市・府民税の公的年金からの引き落とし制度(年金特別徴収)が開始されています。この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が今までと変わることはありません。10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在満65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)は、年金にかかる市・府民税の年税額の半分(1期・2期)を今までどおり、納付書または口座振替で納め(普通徴収)、残りの税額を10月、12月、2月の3回に分けて、年金から引き落とし(特別徴収)します。

来年度以降は、2月に特別徴収した税額と同額を4月、6月、8月に徴収します(仮徴収)。6月にその年度の市・府民税額が算定されましたら、仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から特別徴収します(本徴収)。

◆ 特別徴収が中止になる場合
① 次①から⑤のいずれかに該当する場合には特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。
② 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
③ 年度途中で転出した
④ 死亡した
⑤ 1回あたりの特別徴収税額に変更があった

スマート・エコ祭を開催 11月2日(土)

スマート・エコ祭は、人と自然が共存する、環境にやさしいまちをめざして身近なテーマを中心に、ワークショップやパネル展示など、楽しみながら環境について考えるイベントです。

日時 11月2日(土) 午前10時～午後4時
会場 市庁舎西側
内容 グリーンカーテン写真コンテスト(作品展示、優秀作品発表)、エコクッキング試食会と手作り体験、ペットの健康診断など
◆ 問い合わせ 環境保全課

額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった
※ただし、年金からの特別徴収中止処理までに時間がかるため、中止の時期により、特別徴収される場合がありますが、特別徴収された税額は、後日還付されますので、了承願います。
◆ 問い合わせ 課税課